第1回 定時株主総会
招集ご通知

日時
2025年6月24日(火曜日)
午前10時30分
(受付開始：午前９時50分)

場所
東京都中野区本町一丁目32番２号
ハーモニースクエア３階
「ハーモニーホール」

お土産のご用意はございません。
当日ご出席される場合は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっております。株主総会参考書類等の情報について、下記のウェブサイトにアクセスして、「株主総会2025年３月期」よりご確認ください。

https://www.gltechno.co.jp/ir/shareholders/meeting.html

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）３名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第６号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第７号議案　会計監査人選任の件

インターネット等及び郵送による議決権行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後5時15分到着分まで

ジーエルテクノホールディングス株式会社
証券コード：255A

枠を超え、想像を超えて世の中を触発する存在でありたい

2024年10月１日、ジーエルサイエンス株式会社とテクノクオーツ株式会社は経営統合し、共同持株会社としてジーエルテクノホールディングス株式会社を設立いたしました。

ジーエルサイエンスとテクノクオーツの２社は、同じ創業者により設立され、共通の経営理念のもとに日本の経済成長と共に歩み、成長してきました。ジーエルテクノホールディングスは、創立の根本精神や経営理念は継承しつつも、グループ戦略機能を強化し、経営資源の最適配分をこれまで以上に追求することで、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

私たちが掲げる「人と社会の可能性を触発する」というミッションには、世の中に積極的に影響を与え、貢献できる存在でありたいという思いが込められています。

私たちの事業はいずれも社会を下支えする重要な役割を担っており、目立たずとも現代の暮らしに不可欠なテクノロジーを提供しているという自負があります。その技術をグループとして融合し、新たなビジネスモデルの構築も含めた「枠にとらわれない自由な価値創造」に挑戦していくことで、唯一無二の“触発する企業”へ進化していきたいと考えています。

「Search for a Way ― 次のイノベーションのそばに。」これからも常に妥協することなく、豊かな未来の実現に向けたアプローチを探求し続けます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ジーエルテクノホールディングス株式会社
代表取締役社長
長見 善博

PHILOSOPHY

ジーエルテクノグループは
創業当初より「信頼し合える仲間が集まり
人がこの世に生まれた意義を追求すること」を
根本精神としており、組織の成り立ち自体が、
人がもつ可能性を触発する挑戦でもあったといえます。
自らの成長のみならず
産業や社会の発展の可能性をも触発する存在でありたい。
その思いは今も変わることはありません。
私たちは創業の理念を受け継ぎ
その使命に向かって挑戦し続けます。

SLOGAN

道は一つ、共に進もう

MISSION

人と社会の可能性を触発する

VISION

枠にとらわれない
自由な価値創造に挑戦する

証券コード　255A
2025年６月６日
（電子提供措置の開始日　2025年６月２日）

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目22番１号
ジーエルテクノホールディングス株式会社
代表取締役社長　長　見　善　博

第１回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第１回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。下記のウェブサイトにアクセスして、「株主総会2025年３月期」よりご確認ください。

　当社ウェブサイト
　https://www.gltechno.co.jp/ir/shareholders/meeting.html

　電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。こちらよりご確認される場合には、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ジーエルテクノホールディングス）又は証券コード（255A）を入力、検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」と順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄の「情報を閲覧する場合はこちら」を選択することで、ご確認いただけます。

　東京証券取引所ウェブサイト
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って、2025年６月23日（月曜日）午後５時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　2025年６月24日(火曜日)　午前10時30分
（受付開始：午前９時50分）

2. 場　　所　東京都中野区本町一丁目32番２号
ハーモニースクエア３階「ハーモニーホール」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項　1. 第１期（2024年10月１日から2025年３月31日まで）
事業報告及び連結計算書類
並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(注) 当社の第１期事業年度は2024年10月１日から2025年３月31日までですが、当連結会計年度は2024年４月１日から2025年３月31日までであります。

2. 第１期（2024年10月１日から2025年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）３名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第６号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第７号議案　会計監査人選任の件

4.招集にあたっての決定事項

(1)議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2)インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以　上

＜電子提供措置事項に関するお知らせ＞

◎株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告）は、会社法の電子提供措置をとっており、電子提供措置事項としてウェブサイトに掲載しております。お手数ながら本通知記載のウェブサイトにアクセスして、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、書面交付請求された株主様へご送付している書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

＜ご来場される株主の皆様へ＞

◎準備が整い次第、2025年３月期決算説明会の資料及び動画を当社ウェブサイトに公開いたしますので、ぜひご覧ください。

当社ウェブサイト
https://www.gltechno.co.jp/ir/news/index.html

議決権行使方法についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後5時15分到着分まで

2 インターネットによる議決権行使

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」にてログインしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後5時15分まで

議決権行使サイト▶ https://evote.tr.mufg.jp/

スマートフォンでの議決権行使は「QRコード行使」をご利用ください。

3 株主総会へ出席

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

日時 2025年6月24日（火曜日）午前10時30分（受付開始：午前9時50分）

場所 東京都中野区本町一丁目32番２号 ハーモニースクエア３階
ハーモニーホール

1. 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
2. 「パスワード（株主様が変更されたものを含みます）」は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時には新たに発行いたします。
3. インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

「QRコード行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

QRコードを読み取る方法

議決権行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後5時15分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

「ログインID」・「仮パスワード」入力によるご行使

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する下記の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、午前2時30分～午前4時30分はご利用いただけません。

議決権行使サイト

https://evote.tr.mufg.jp/

又は　議決権行使 三菱　検索

議決権行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後5時15分まで

1 議決権行使サイトへアクセス

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

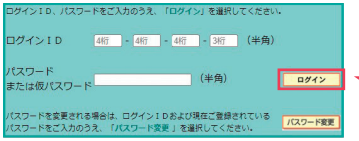

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
- 議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。
- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027
（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の配当政策につきましては、今後の事業拡大、内部資金の確保及び株主各位への長期にわたる安定的な配当を念頭に、財務状況・利益水準・配当性向などを総合的に勘案して実施することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては下記のとおりといたしたく存じます。

1. 期末配当に関する事項
   (1) 配当財産の種類
   金銭といたします。
   (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
   当社普通株式１株につき金 107円　　総額 1,395,341,953円
   (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
   2025年６月25日
2. その他の剰余金処分に関する事項
   該当事項はありません。

第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）３名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査等委員会は、再任候補者に関して、当該事業年度における業務執行状況及び業績等を、また、新任候補者に関しては、経歴や実績、経営的な知見等を総合的に評価した結果、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号			氏　名	現在の地位	当期開催の取締役会出席状況
1	再　任	男　性	長見　善博（ながみ　よしひろ）	代表取締役社長	6回／6回
2	再　任	男　性	園田　育伸（そのだ　いくのぶ）	代表取締役副社長	6回／6回
3	新　任	男　性	梅原　幸治（うめはら　こうじ）	（注）	（注）

（注）新任の取締役候補者のため該当事項はありません。

候補者番号 1

ながみ　よしひろ
長見　善博
1959年８月12日生

再　任　男　性

- **取締役在任年数**　８か月（本総会終結時）
- **取締役会への出席状況**　6/6回（100%）
- **所有する当社の株式の数**　39,528株
- **当社との特別の利害関係**　なし

● 略歴及び当社における地位

1982年４月	ジーエルサイエンス㈱入社
2006年４月	同社大阪支店営業２課長
2007年４月	同社営業本部付課長
2007年10月	海外出向 島津技迩（上海）商貿有限公司副総経理
2012年７月	ジーエルサイエンス㈱執行役員海外担当
2012年10月	同社執行役員営業本部副本部長
2013年４月	同社執行役員営業本部副本部長兼海外法人管理室長
2013年６月	同社取締役営業本部長兼営業推進部長兼海外法人管理室長
2013年７月	同社取締役営業本部長兼海外法人管理室長
2015年４月	同社取締役経営企画室長 ジーエルソリューションズ㈱取締役
2015年６月	ジーエルサイエンス㈱取締役社長兼内部監査室長兼経営企画室長
2015年７月	同社取締役社長兼内部監査室長
2018年４月	同社取締役社長
2018年10月	技尔（上海）商貿有限公司董事長（現任）
2019年６月	ジーエルサイエンス㈱取締役社長兼経営企画室長
2019年７月	同社取締役社長（現任）
2020年10月	㈱ＡＧＩグラスアカデミー取締役（現任）
2024年10月	当社代表取締役社長（現任）

● 当社における業務分担及び重要な兼職の状況

ジーエルサイエンス㈱取締役社長
技尔（上海）商貿有限公司董事長
㈱ＡＧＩグラスアカデミー取締役

取締役候補者とした理由

ジーエルサイエンス㈱の取締役社長として、分析機器事業に関する豊富な職務執行や経営実績を有しております。また、当社設立時より代表取締役社長を務め、当社グループの経営全般及び事業に関する豊富な知見を有しており、経営の最高責任者としてリーダーシップを発揮し、グループの経営を牽引しております。今後もグループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献し、当社取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 2

そのだ　いくのぶ
園田　育伸
1959年７月21日生

再　任　男　性

- **取締役在任年数**　８か月（本総会終結時）
- **取締役会への出席状況**　6/6回（100%）
- **所有する当社の株式の数**　18,368株
- **当社との特別の利害関係**　なし

● 略歴及び当社における地位

1982年 4 月	ジーエルサイエンス㈱入社
2012年 4 月	同社営業本部営業企画部長
2014年 7 月	同社執行役員営業企画部長
2015年 7 月	同社執行役員総合企画部長
2017年 4 月	同社執行役員経営企画室長
2018年 6 月	同社取締役経営企画室長兼テクノクオーツ㈱取締役
2018年 6 月	杭州泰谷諾石英有限公司董事
2019年 6 月	テクノクオーツ㈱取締役社長（現任）
2019年 6 月	杭州泰谷諾石英有限公司董事長
2019年 6 月	GL TECHNO America,Inc.取締役（現任）
2024年10月	当社代表取締役副社長（現任）

● 当社における業務分担及び重要な兼職の状況

テクノクオーツ㈱取締役社長
GL TECHNO America,Inc.取締役

取締役候補者とした理由

テクノクオーツ㈱の取締役社長として、半導体事業に関する豊富な職務執行や経営実績を有しております。また、当社設立時より代表取締役副社長を務め、当社グループの経営全般及び事業に関する豊富な知見を有し、代表取締役社長を補佐するとともにリーダーシップを発揮し、グループの経営を牽引しております。今後もグループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献し、当社取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 3

うめはら　こうじ
梅原　幸治
1970年４月17日生

新　任　男　性

- **所有する当社の株式の数**　―株
- **当社との特別の利害関係**　なし

● 略歴及び当社における地位

1993年 4 月	㈱三和銀行（現 ㈱三菱ＵＦＪ銀行）入行
2015年 9 月	㈱三菱東京ＵＦＪ銀行（現 ㈱三菱ＵＦＪ銀行）経営企画部副部長兼秘書室室長
2019年 4 月	㈱三菱ＵＦＪ銀行麹町支店長
2021年 8 月	岩崎通信機㈱管理本部長付
2022年 4 月	同社管理本部経営戦略室長
2023年 6 月	同社執行役員管理本部経営戦略室長
2024年 4 月	同社執行役員コーポレート企画部長
2024年 6 月	同社取締役執行役員コーポレート企画部長
2024年12月	ジーエルサイエンス㈱管理本部付顧問（現任）
2024年12月	当社管理本部付顧問（現任）
2025年 5 月	技尔（上海）商貿有限公司監事（現任）

● 当社における業務分担及び重要な兼職の状況

技尔（上海）商貿有限公司監事
ジーエルサイエンス㈱取締役管理本部担当兼管理本部長（2025年６月就任予定）

取締役候補者とした理由

金融機関他上場会社で培った金融・財務に関する豊富な知見と経営戦略に関する幅広い知見を有しており、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献し、当社取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、取締役候補者としました。

（注）1. 取締役候補者の所有当社株数は、2025年３月31日現在のものであり、役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。
2. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役が業務に起因して負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により塡補することとしております。再任候補者は、すでに当該保険契約の被保険者であり、選任後も引き続き被保険者となり、新任候補者は選任後新たに被保険者となります。なお、2025年10月に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】取締役会のスキル・マトリックス

当社は、知識・経験・能力、ジェンダーや国際性といった面での多様性とバランスを確保するという考えに基づき、取締役会を構成しております。

本総会において、第２号議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役が有する知見・経験は以下のとおりです。

		主な専門性とバックグラウンド（取締役及び監査等委員に期待する知見・経験）						
		1	2	3	4	5	6	7
氏　名 性　別	当社における地位	企業経営	グループ戦略	サステナビリティ	グローバルビジネス	事業分野マーケティング	財務会計 人事法務	コンプライアンス リスクマネジメント
長見　善博 男　性	代表取締役社長	●	●		●	●		
園田　育伸 男　性	代表取締役副社長	●	●	●		●		
梅原　幸治 男　性	取締役	●	●				●	
齋藤　隆広 男　性	取締役 常勤監査等委員 （社外取締役）	●			●		●	●
永沢　裕美子 女　性	取締役 監査等委員 （社外取締役）			●				●
森田　岳人 男　性	取締役 監査等委員 （社外取締役）			●			●	●

※上記は、取締役の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

やまもと　ひでき
山本　秀樹
1958年８月25日生

男性　社外

- **所有する当社の株式の数**　―株
- **当社との特別の利害関係**　なし

● 略歴及び当社における地位

1984年 4 月 関西大学工学部助手	2016年10月 同大学環境都市工学部長
1996年 4 月 同大学工学部助教授	2016年10月 同大学大学院理工学研究科長
2004年 4 月 同大学工学部教授	2016年10月 (学)関西大学理事
2007年 4 月 同大学環境都市工学部教授（現任）	2020年10月 関西大学副学長
2008年10月 同大学入試センター所長	

補欠の監査等委員候補者（社外取締役候補者）とした理由及び期待される役割

当社グループの主力事業に関する高度な知見、さらに理事及び副学長としての学校経営への関与、公官庁関連の委員や民間企業の外部有識者委員会委員長・アドバイザー等の幅広い経験を有し、公正で客観的立場から経営の監督や助言をいただけることから、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献いただけると判断したため、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。

（注）
1. 山本秀樹氏は補欠の監査等委員候補者（社外取締役候補者）であります。
2. 山本秀樹氏が監査等委員に就任した場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
3. 山本秀樹氏が監査等委員に就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。同氏が教授を務める関西大学には当社グループ会社製品の売上実績があり、同氏は当社グループ会社と同大学の共同研究における責任者でありますが、売上と共同研究費（当社グループ会社負担）の取引額は当社連結売上高の0.1％未満と僅少です。当社は同氏が独立性を有すると判断しております。
4. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監査等委員である取締役が業務に起因して負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により塡補することとしております。山本秀樹氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められます。

第４号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の総額につきましては、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間において、当社定款付則２．（１）により、年額150百万円以内と定められておりますが、当社定款付則３．により、当規定は、本総会の終結の時をもって削除されるため、改めて当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額についてご承認をお願いいたしたく存じます。

本総会終結後の当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものにつきましては、年額150百万円以内といたします。これらの金額の範囲内において、基本報酬及び業績に連動する賞与を支給いたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の人数及び今後の動向等を総合的に勘案し監査等委員会の意見を受け取締役会において決定していることから相当なものであると判断しております。

また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、同意を得ております。

なお、現在の当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は３名であり、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は３名となります。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の総額につきましては、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間において、当社定款付則２．（２）により、年額30百万円以内と定めておりますが、当社定款付則３．により、当規定は、本総会の終結の時をもって削除されるため、改めて当社の監査等委員である取締役の報酬額についてご承認をお願いいたしたく存じます。

本総会終結後の当社の監査等委員である取締役の報酬等につきましては、年額45百万円以内といたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の人数及び今後の動向等を総合的に勘案し監査等委員会の意見を受け取締役会において決定していることから相当なものであると判断しております。

なお、現在の当社の監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役は３名）です。

第６号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の総額につきましては、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間において、当社定款付則２．（１）により、年額150百万円以内とすることを定めております。また、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する報酬等のうち、金銭で支給するものにつきましては、本総会第４号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件」により株主の皆様にご承認をお願いしておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員であるものを除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記第４号議案に係る金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたしたく存じます。

また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、同意を得ております。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法

② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間10,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額30百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は３名であり、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は３名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

（1） 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2） 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3） 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4） 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5） 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

（6） 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（7） 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】
本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限株式の付与のための報酬を支給するものです。
当社は2025年５月12日開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しており、その概要は以下に記載のとおりでありますが、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっています。また、本議案に基づき１年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2025年３月31日時点）に占める割合は0.07％とその希薄化率は軽微です。
そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」

１．基本方針
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、(1)当社グループの企業価値向上に繋がる報酬制度とすること、(2）役員の意識改革・行動改革へのインセンティブとなること、(3）役員本人にとって納得感があり、次世代にとっても魅力的であること、及び（4）外部人材競争にも勝ち得る、他社に遜色ない報酬水準とすることを目的として、取締役の役位及び職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬である金銭報酬、及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬（RS）により構成する。
また、監査等委員である取締役については、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）のみ支給する。

２．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
基本報酬は、月例の固定報酬とし、業務執行基本報酬と監督報酬で構成される。それぞれの考え方は、以下のとおりである。各取締役の基本報酬の支給額は、原則として毎年6月の定時株主総会終了後に、同年7月から翌年6月までの１年間の報酬額を取締役会において決定するものとする。

（１）業務執行報酬は、業務執行に対する報酬とし、取締役の役位毎に、同業他社水準、当社の事業規模及び業績・経営指標等を総合的に勘案して決定するものとする。
（２）監督報酬は、取締役の監督という執務に対する報酬であり、役位を問わず一律の金額を支給する。

3．業績連動報酬（金銭報酬）の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬（金銭報酬）は、業績推進だけに力を注ぐ経営とせず、持続的な成長にも目を向けた経営を志向、表明していくべく、(1) KPIと連動し報酬額が決定する定量評価部分と (2) 中長期な取組みを評価し報酬額が決定する定性部分で構成する。評価指標は、当社を取り巻く経営環境の変化を踏まえその都度取締役会が決定するものとする。

また、各取締役に支給する報酬額は、評価指標に係る年度評価の結果を代表取締役社長が査定の上決定し、毎年一定の時期に、取締役会決議を経て支給する。

4．株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

株式報酬（非金銭報酬）は、取締役に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、事前交付型譲渡制限付株式報酬（RS）とする。取締役会が定める期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を毎年一定の時期に付与する。各取締役に対して付与するRSの数は、役位に応じて定めた金額を基準として取締役会において決定する。

5．金銭報酬の額又は株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合は、取締役の役位毎に期待される職責を考慮して取締役会において決定する。

6．取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

取締役の報酬額の決定にあたっては、株主総会における意見陳述権を有する監査等委員会から助言・提言を受け、その意見を踏まえて、取締役会において決定いたします。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決されることを条件に、当社子会社の取締役に対しても、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

第７号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人A&Aパートナーズは、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されますので、会計監査人の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案については、監査等委員会の決定に基づいております。

監査等委員会がアーク有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社設立以前からの監査法人A&Aパートナーズの当社グループ会社との監査継続年数も考慮し、コーポレート・ガバナンスの観点から新しい会計監査人の起用による新たな視点での監査への期待並びに、アーク有限責任監査法人の監査実績、規模、独立性・専門性、品質管理体制及び監査費用の相当性などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

（2025年４月１日現在）

名称	アーク有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目23番３号　廣和ビル		
沿革	1975年４月	近畿第一監査法人を設立及び聖橋監査法人を設立	
	1982年８月	明治監査法人を設立	
	2004年３月	アーク監査法人を設立	
	2016年１月	明治監査法人とアーク監査法人が合併し、明治アーク監査法人となる。	
	2016年７月	聖橋監査法人と明治アーク監査法人が合併	
	2019年７月	アーク有限責任監査法人に名称を変更	
	2020年７月	近畿第一監査法人とアーク有限責任監査法人が合併	
概要	資本金		8,000万円
	構成人員	代表社員	８名
		社員	43名
		公認会計士	61名
		公認会計士試験合格者	45名
		米国公認会計士	４名
		米国公認会計士合格者	２名
		ＩＴその他専門職員	５名
		監査アシスタント	25名
		管理部門	16名
		合計	209名
	関与会社数		120社

以　上

事　業　報　告

（2024年10月 1 日から
2025年 3 月31日まで）

Ⅰ. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社は、2024年10月１日に共同株式移転の方法により、ジーエルサイエンス株式会社及びテクノクオーツ株式会社の共同持株会社として設立されました。両社は同じ創業者により設立され、共通の経営理念のもとに日本の経済成長と共に歩み、成長してまいりました。当社は、両社の創立の根本精神や経営理念は継承しつつも、グループ戦略機能を強化し、経営資源の最適配分をこれまで以上に追求することで、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

当社の第１期事業年度は、2024年10月１日から2025年３月31日までになりますが、当連結会計年度は、ジーエルサイエンス株式会社の連結計算書類を引き継いで作成しているため、2024年４月1日から2025年３月31日までとなります。ただし、当連結会計年度は、当社の設立後最初のものとなるため、前連結会計年度との対比は行っておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加により回復の動きが見られました。しかし、不安定な国際情勢に伴う原油等をはじめとするエネルギー資源や原材料価格の高騰、円安基調の継続による物価上昇等の影響が続いており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境下におきまして、当社グループは、中期経営計画(2025年３月期～2027年３月期)の基本方針として掲げた「持続的な成長への戦略投資」「事業競争力を重視した成長戦略」に基づき、目標達成に向けて生産能力増強や営業力強化等に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高につきましては、43,261百万円となりました。損益につきましては、営業利益は 6,344百万円、経常利益は 6,626百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は 4,064百万円となりました。

当連結会計年度における各セグメントの業績は次のとおりです。

（セグメント別業績）　　（単位：百万円）

	売上高	営業利益
	当連結会計年度	当連結会計年度
分析機器事業	19,965	2,045
半導体事業	21,313	4,167
自動認識事業	1,982	115
小計	43,261	6,328
その他	－	17
消去又は全社	－	△0
連結合計	43,261	6,344

分析機器事業

売上高　19,965百万円

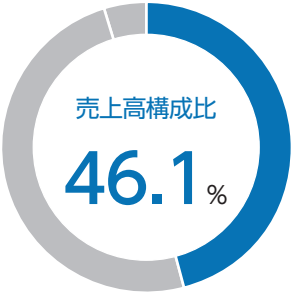

売上高（百万円）

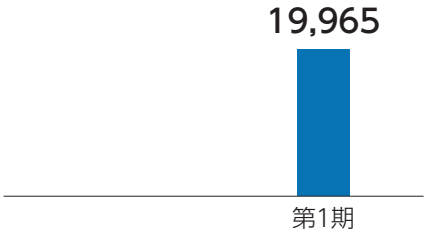

営業利益（百万円）

主な事業内容

ジーエルサイエンス株式会社を中心に展開しており、クロマトグラフィーの技術であらゆる分析を支えるための装置や消耗品、試薬など、様々な製品を取り扱っています。

半導体事業

売上高 21,313百万円

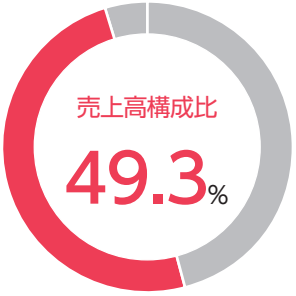

売上高（百万円）

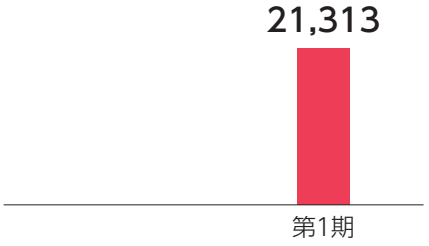

営業利益（百万円）

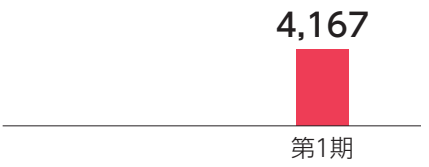

主な事業内容

テクノクオーツ株式会社を中心に展開しており、半導体製造装置で使われる、高純度石英ガラスや結晶シリコンの消耗品等を製造・販売しています。

自動認識事業

売上高 1,982百万円

売上高（百万円）

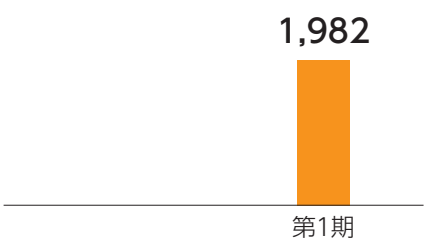

営業利益（百万円）

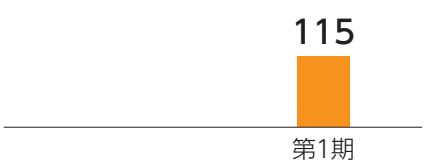

主な事業内容

当事業を担うジーエルソリューションズ株式会社では、RFID（Radio Frequency Identification）に関連する製品を製造・販売しており、「カード」や「タグ」に内蔵されているICチップ内のデータを非接触で読み書きする自動認識技術を支えています。

セグメント別の状況

(分析機器事業)

分析機器事業におきましては、景気の先行きや国際情勢が不透明な状況が続いている中でも業績は順調に推移しました。

国内売上高においては、装置、消耗品ともに好調でした。装置類に関しては、食品、環境、化学工業、製薬などの多くの分野において堅調で、高速液体クロマトグラフやガスクロマトグラフ関連装置、水質分析用装置などが売上を牽引しました。消耗品につきましても、液体クロマトグラフ用カラムだけでなく、固相抽出カートリッジや試料調製容器などの幅広い製品群が好調でした。

海外売上高においては、中国経済の停滞の影響を受けつつも、液体クロマトグラフ用カラム等の消耗品を中心に売上高は堅調に推移しました。装置に関しても、ガスクロマトグラフ周辺装置の販売が好調でした。

この結果、当連結会計年度の売上高は 19,965百万円、営業利益は 2,045百万円となりました。

(半導体事業)

半導体業界におきましては、生成AI関連製品の需要拡大を背景に、設備投資は高水準を維持しており、国内外で先端半導体の製造工場の新設、増設の動きが継続しておりますが、一方でパソコンやスマートフォン向けの需要回復は依然として鈍く、業界全体の本格的な回復は2025年後半以降となる見込みです。

以上のような環境の中、当事業では、今後に向けた新規需要の掘り起こしや競争力強化のため、高付加価値製品の開発と拡販によるマーケットの拡大、国内外での増産体制構築の準備を行い、さらなる成長に向けて邁進しております。豊富な受注残高と工場の高稼働率を背景に、売上高や営業利益は期初の計画を大幅に上回ることができました。

この結果、当連結会計年度の売上高は 21,313百万円、営業利益は 4,167百万円となりました。

（自動認識事業）

自動認識事業におきましては、入退室セキュリティシステムに関わる入札案件の後押しもあり、売上高は順調に推移しました。

製品分類別売上高では、「機器組込製品」がホームセキュリティ機器向けに加え、バイタルチェック装置向けの導入が進んだことで好調な結果となりました。「完成系製品」は文教向け出欠管理システムやオフィスソリューションシステム向けなどが堅調に推移しましたが、「自動認識用その他」は製品機能のアップデートに関する開発の遅れが影響し計画を下回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は 1,982百万円、営業利益は 115百万円となりました。

2. 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は3,055百万円であり、その主なものは新設工場他における建築中建屋及び造作等への支出であります。

資金調達につきましては、特に記載すべきものはありません。

3. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はございません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はございません。

5. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はございません。

6. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特に記載すべき事項はございません。

7. 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、賃上げによる個人消費の後押し、インバウンド需要の増加等による経済活動の正常化が進むことが期待されます。しかし、ウクライナ情勢の長期化、中東地域の地政学リスク、また、米国の関税強化による輸出減速や企業心理の悪化が懸念され、引き続き先行き不透明な状況が続くものと思われます。

当社グループは、中期経営計画(2025年３月期～2027年３月期)の基本方針の「持続的な成長への戦略投資」「事業競争力を重視した成長戦略」に基づき、各施策を遂行することにより、さらなる経営基盤の強化と企業価値の増大を図ってまいります。

このような対処すべき課題に対して当社グループでの各セグメントの施策の骨子は次のとおりです。

(分析機器事業)

① 海外販売可能な自社製品の充実化
② 国内におけるECサイト運営会社との提携強化
③ フィールドエンジニアによるアフターフォローの拡大
④ 主力製品の強化及び収益力の向上
⑤ 持続的成長の為の戦略的投資

(半導体事業)

① 生産能力増強
② 営業力強化
③ 業務効率化
④ 経営基盤強化
⑤ 人材育成

(自動認識事業)

① 受託開発の効率化
② 工事案件の拡大化及び効率化
③ 市場変化に対応した組織体制の整備と強化

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも相変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

8. 財産及び損益の状況の推移

区分	第１期 (当連結会計年度) (2024年４月１日から 2025年３月31日まで)
売上高 (百万円)	43,261
経常利益 (百万円)	6,626
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,064
１株当たり当期純利益 (円・銭)	348.90
総資産 (百万円)	58,375
純資産 (百万円)	44,406
１株当たり純資産 (円・銭)	3,405.29

(注) 第１期（当連結会計年度）につきましては、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

売上高 (単位：百万円)

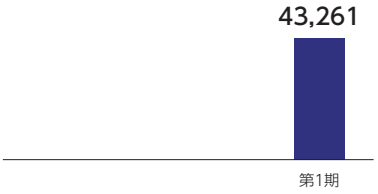

経常利益 (単位：百万円)

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

１株当たり当期純利益 (単位：円・銭)

総資産/純資産 (単位：百万円)

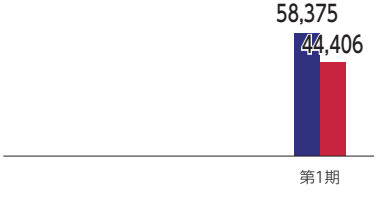

１株当たり純資産 (単位：円)

9. 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名　　称	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
ジーエルサイエンス株式会社	350百万円	100.00%	分析機器の開発及び製造販売
テクノクオーツ株式会社	350百万円	100.00%	半導体製造装置用石英製品・シリコン製品の加工製造販売
ジーエルソリューションズ株式会社	100百万円	100.00%	入退室管理システム、デバイス及び化学物質総合管理システムの開発・製造・販売
株式会社フロム	50百万円	ジーエルサイエンス株式会社　100.00%	理化学機器及び省力機器の開発及び製造販売
技尔(上海)商貿有限公司	135百万円	ジーエルサイエンス株式会社　100.00%	分析機器の販売
GL Sciences B.V.	1,018千ユーロ	ジーエルサイエンス株式会社　100.00%	分析用試料前処理装置の開発・販売 分析機器の販売
GL Sciences, Inc.	475千US$	ジーエルサイエンス株式会社　100.00%	分析機器の販売
株式会社グロース	6百万円	ジーエルサイエンス株式会社　100.00%	分析機器製品の加工・組立
杭州泰谷諾石英有限公司	24,100千US$	テクノクオーツ株式会社　100.00%	半導体製造装置用石英製品・シリコン製品の加工製造販売
アイシンテック株式会社	3百万円	テクノクオーツ株式会社　100.00%	半導体製造装置用石英製品・シリコン製品の加工製造販売
GL TECHNO America,Inc.	100千US$	テクノクオーツ株式会社　100.00%	半導体製造装置用部品その他の製造販売及び輸出入業務

(注) 2025年５月21日に、テクノクオーツ株式会社の完全子会社としてベトナム社会主義共和国にTECHNO QUARTZ VIETNAM CO.,LTD.を設立しております。

② 企業結合の成果

連結子会社の数は11社であり、当連結会計年度における子会社との連結後の売上高は43,261百万円、経常利益は6,626百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は4,064百万円であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額	当社の総資産額
ジーエルサイエンス株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目22番１号	17,655百万円	38,529百万円
テクノクオーツ株式会社	東京都中野区本町一丁目32番２号	17,627百万円	

10. 主要な事業セグメント及び事業内容

事業セグメント	事　業　内　容
分　析　機　器　事　業	クロマトグラフの装置・消耗品等の開発・製造・販売
半　導　体　事　業	半導体製造装置用石英製品・シリコン製品の加工・製造・販売
自　動　認　識　事　業	入退室管理システム、デバイス（他社機器組込み型）及び化学物質総合管理システムの開発・製造・販売

11. 主要拠点等

①持株会社

ジーエルテクノホールディングス株式会社

本　　社　　東京都新宿区西新宿六丁目22番１号

②分析機器事業

ジーエルサイエンス株式会社

本　　社　　東京都新宿区

生産拠点　　総合技術本部（埼玉県入間市）　福島工場（福島県福島市）

販売拠点　　東京営業部（東京都新宿区）　大阪支店（大阪市中央区）

GL Sciences B.V.

本社及び販売拠点　　オランダ アイントホーフェン市

GL Sciences, Inc.

本社及び販売拠点　　米国 カリフォルニア州

技尔（上海）商貿有限公司

本社及び販売拠点　　中華人民共和国 上海市

③半導体事業

テクノクオーツ株式会社

本　　社	東京都中野区	
生産拠点	蔵王工場（山形県山形市）	蔵王南工場（山形県山形市）
販売拠点	東京営業所（東京都中野区）	関西営業所（京都府京田辺市）

アイシンテック株式会社

本社及び生産拠点	福島県喜多方市

杭州泰谷諾石英有限公司

本社及び生産拠点	中華人民共和国 浙江省杭州市

GL TECHNO America, Inc.

本社及び販売拠点	米国 カリフォルニア州

④自動認識事業

ジーエルソリューションズ株式会社

本社及び販売拠点	東京都台東区

12. 従業員の状況

従業員数		前連結会計年度末比増減
分析機器事業	526名	—
半導体事業	618名	—
自動認識事業	48名	—
合計	1,192名	—

（注）1. 上記従業員数には、パートタイマー従業員107名（分析機器事業88名・半導体事業16名・自動認識事業3名）は含んでおりません。
2. パートタイマー従業員は、当連結会計年度の平均雇用人数であります。
3. 当社は、2024年10月１日設立のため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。
4. 当社の従業員は全て子会社からの出向者であり、当社の従業員については各事業区分に含めて表示しております。

13. 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,467 百万円
株式会社山口銀行	992 百万円

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. **発行可能株式総数** 50,000,000株
2. **発行済株式の総数** 13,040,579株（自己株式640,651株を除く）
3. **株主数** 4,997名
4. **大株主**

株主名	持株数	持株比率
	株	%
ジーエルテクノホールディングス従業員持株会	910,402	6.98
株式会社三菱UFJ銀行	582,200	4.46
株式会社島津製作所	580,000	4.45
株式会社山口銀行	538,000	4.13
森禮子	527,094	4.04
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	445,400	3.42
株式会社みなと銀行	444,000	3.40
東京中小企業投資育成株式会社	425,700	3.26
光通信株式会社	406,200	3.11
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン	400,000	3.07

（注）当社は、自己株式640,651株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. **その他株式に関する重要な事項**

当社は、2024年10月31日の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、当社の完全子会社であるジーエルサイエンス株式会社が保有する当社株式についての現物配当の効力が発生することを条件として、当該自己株式の一部を消却することを決議し、以下のとおり実施しております。

子会社が保有する当社株式の取得の内容

子会社の名称	：	ジーエルサイエンス株式会社
子会社の所在地	：	東京都新宿区西新宿六丁目22番１号
取得した株式の種類	：	普通株式
取得した株式の総数	：	5,338,200株
株式の取得日	：	2024年11月８日

自己株式の消却の内容

消却した株式の種類	：	普通株式
消却した株式の総数	：	4,698,200株
消却実施日	：	2024年11月15日

Ⅲ. 会社の役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏　　名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
長　見　善　博	代表取締役社長	ジーエルサイエンス株式会社取締役社長 技尔（上海）商貿有限公司董事長 株式会社ＡＧＩグラスアカデミー取締役
園　田　育　伸	代表取締役副社長	テクノクオーツ株式会社取締役社長 GL TECHNO America,Inc.取締役
芹　澤　　修	取　締　役	ジーエルサイエンス株式会社取締役管理本部担当兼管理本部長 技尔（上海）商貿有限公司監事
齋　藤　隆　広	取締役（常勤監査等委員）	ジーエルサイエンス株式会社監査役 株式会社フロム監査役
永　沢　裕美子	取締役（監査等委員）	株式会社山口フィナンシャルグループ取締役監査等委員 株式会社ヤクルト本社社外取締役 株式会社永沢ビル代表取締役
森　田　岳　人	取締役（監査等委員）	松田綜合法律事務所パートナー弁護士 ＬＣＲ不動産投資顧問株式会社監査役

（注）1. 齋藤隆広氏、永沢裕美子氏及び森田岳人氏は社外取締役であります。なお、各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 監査等委員齋藤隆広氏は、監査・監督の実効性及び内部監査室との連携をより高める、さらに業務執行取締役とのコミュニケーションアップ等の目的で、常勤の監査等委員に選定しております。なお、監査等委員齋藤隆広氏は、金融機関・事業会社での豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当事業年度末日後に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏　　名	担当及び重要な兼職の状況		異動年月日
	変　更　後	変　更　前	
森　田　岳　人	松田綜合法律事務所パートナー弁護士 ＬＣＲ不動産投資顧問株式会社監査役 ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社監査役	松田綜合法律事務所パートナー弁護士 ＬＣＲ不動産投資顧問株式会社監査役	2025年４月14日
芹　澤　　修	ジーエルサイエンス株式会社 取締役管理本部担当兼管理本部長	ジーエルサイエンス株式会社 取締役管理本部担当兼管理本部長 技尔（上海）商貿有限公司監事	2025年５月22日

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）３名は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役が業務に起因して負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。その契約の概要は、以下のとおりです。

① 被保険者の範囲

当社の取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員

② 保険契約の内容の概要

・被保険者の実質的保険料負担割合

保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者は保険料を負担しておりません。

・填補対象となる保険事故の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為行為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担する法律上の損害賠償請求や争訟費用等が填補されます。

ただし、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する対象事由については填補されません。

4. 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

「取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」

＜報酬の構成並びに水準等＞

・取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、株主総会にて決議された報酬額の範囲を上限額とする。年間報酬限度額が改定された場合は、改定後の金額を上限とする。

・取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬の構成については、基本給と取締役の役位に応じた重役手当と合わせた固定報酬を年度報酬とし、月次均等払いとする。

・年度報酬額については、事業会社の役員報酬水準及び世間水準を参考として役位に応じて定める。

＜報酬決定プロセス＞

・取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額の決定にあたっては、株主総会における意見陳述権が付与されている監査等委員会から助言及び提言を受け、毎期取締役会にて決定し、代表取締役への再一任は行わない。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、決定方針との整合性も含めて監査等委員会から助言及び提言を受けており、取締役会においても報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、監査等委員会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

「取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」

＜報酬の構成並びに水準等＞

・監査等委員の報酬限度額は、株主総会にて決議された報酬額の範囲を上限額とする。年間報酬限度額が改定された場合は、改定後の金額を上限とする。
・報酬の構成については、その職務内容に鑑み、基本報酬である月額報酬のみとする。
・各監査等委員の年間報酬額については、常勤・非常勤の別、職務の分担状況、世間水準、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬水準等を考慮して決定する。

＜報酬決定プロセス＞

・各監査等委員の年間報酬額については、毎期監査等委員全員の協議により決定する。

また、2025年５月12日開催の取締役会において、役員報酬体系の見直しに伴い、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容変更の決議をいたしました。なお、変更後の当該決定方針に記載の報酬等の内容については、2025年６月24日開催の第１回定時株主総会第６号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」の承認可決を条件に変更するものです。

2025年５月12日開催の取締役会にて決議をした当該決定方針の内容は、以下のとおりです。

「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」

1．基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、(1)当社グループの企業価値向上に繋がる報酬制度とすること、(2) 役員の意識改革・行動改革へのインセンティブとなること、(3) 役員本人にとって納得感があり、次世代にとっても魅力的であること、及び (4) 外部人材競争にも勝ち得る、他社に遜色ない報酬水準とすることを目的として、取締役の役位及び職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬である金銭報酬、及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬（RS）により構成する。

また、監査等委員である取締役については、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）のみ支給する。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

基本報酬は、月例の固定報酬とし、業務執行基本報酬と監督報酬で構成される。それぞれの考え方は、以下のとおりである。各取締役の基本報酬の支給額は、原則として毎年6月の定時株主総会終了後に、同年7月から翌年6月までの１年間の報酬額を取締役会において決定するものとする。

（1）業務執行報酬は、業務執行に対する報酬とし、取締役の役位毎に、同業他社水準、当社の事業規模及び業績・経営指標等を総合的に勘案して決定するものとする。

（2）監督報酬は、取締役の監督という執務に対する報酬であり、役位を問わず一律の金額を支給する。

3．業績連動報酬（金銭報酬）の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬（金銭報酬）は、業績推進だけに力を注ぐ経営とせず、持続的な成長にも目を向けた経営を志向、表明していくべく、(1) KPIと連動し報酬額が決定する定量評価部分と (2) 中長期な取組みを評価し報酬額が決定する定性部分で構成す

る。評価指標は、当社を取り巻く経営環境の変化を踏まえその都度取締役会が決定するものとする。
　また、各取締役に支給する報酬額は、評価指標に係る年度評価の結果を代表取締役社長が査定の上決定し、毎年一定の時期に、取締役会決議を経て支給する。

4．株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
　株式報酬（非金銭報酬）は、取締役に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、事前交付型譲渡制限付株式報酬（RS）とする。取締役会が定める期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を毎年一定の時期に付与する。各取締役に対して付与するRSの数は、役位に応じて定めた金額を基準として取締役会において決定する。

5．金銭報酬の額又は株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
　各取締役の種類別の報酬割合は、取締役の役位毎に期待される職責を考慮して取締役会において決定する。

6．取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項
　取締役の報酬額の決定にあたっては、株主総会における意見陳述権を有する監査等委員会から助言・提言を受け、その意見を踏まえて、取締役会において決定いたします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
　取締役の報酬等は、当社定款において当社の成立の日（2024年10月１日）から最初の定時株主総会の終結の時までの期間において定めております。当該内容については、当社設立にあたり2024年６月21日開催のテクノクオーツ株式会社の定時株主総会及び2024年６月25日開催のジーエルサイエンス株式会社の定時株主総会において決議がなされております。
　当社設立時の取締役（監査等委員であるものを除く。）は３名、監査等委員である取締役は３名であります。
・取締役（監査等委員であるものを除く。）　年額　150百万円
・監査等委員である取締役　年額　30百万円

③　取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）	対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	
取締役（監査等委員を除く）	30	30	3
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12 (12)	12 (12)	3 (3)

5.　社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　　名	重要な兼職先の状況
取締役 (監査等委員)	齋　藤　隆　広	ジーエルサイエンス株式会社監査役 株式会社フロム監査役
取締役 (監査等委員)	永　沢　裕美子	株式会社山口フィナンシャルグループ取締役監査等委員 株式会社ヤクルト本社社外取締役 株式会社永沢ビル代表取締役
取締役 (監査等委員)	森　田　岳　人	松田綜合法律事務所パートナー弁護士 ＬＣＲ不動産投資顧問株式会社監査役

(注) 1. ジーエルサイエンス株式会社は、当社が発行済株式総数の100％を所有する完全子会社であり、株式会社フロムは、ジーエルサイエンス株式会社が発行済株式総数の100％を所有する完全子会社であります。なお、齋藤隆広氏は両社の業務執行者ではなく、当社は齋藤隆広氏が独立性を有すると判断しております。
2. 株式会社山口フィナンシャルグループは、当社の大株主であり主要な借入先でもある株式会社山口銀行を傘下に持つ金融持株会社ですが、永沢裕美子氏は同社の業務執行者でなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
3. 株式会社ヤクルト本社に当社グループの売上実績はありますが、当社連結売上高の１％未満と僅少であり、当社は永沢裕美子氏が独立性を有すると判断しております。
4. 森田岳人氏は、2025年４月14日より、ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社の監査役を務めておりますが、同社と当社との間には資本関係及び取引関係はなく、特別な利害関係はありません。
5. その他の重要な兼職先と当社との間には資本関係及び取引関係はなく、特別な利害関係はありません。

② 主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務概要

区 分	氏 名	当社での主な活動状況	期待される役割に関して行った職務概要
取締役 (監査等委員)	齋 藤 隆 広	当事業年度開催の取締役会６回全てと、その他経営会議にも出席、また、当事業年度開催の監査等委員会7回全てに出席し、事業会社における社外取締役の経験を活かして議案審議等に必要な発言を適宜行いました。	金融機関・事業会社・海外を含めた豊富な経験と幅広い知見で、取締役会において中立的かつ客観的な立場で経営に対する監督や助言を行い、取締役会の機能強化を図り、社外取締役として期待される役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	永 沢 裕美子	当事業年度開催の取締役会６回全てと、その他経営会議にも出席、また、当事業年度開催の監査等委員会7回全てに出席し、事業会社における社外取締役の経験を活かして議案審議等に必要な発言を適宜行いました。	金融機関・社団法人における豊富な経験や知見、事業会社における社外取締役の経験を活かした客観的な立場で経営に対する監督や助言を行い、取締役会の機能強化を図り、社外取締役として期待される役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	森 田 岳 人	当事業年度開催の取締役会６回全てと、その他経営会議にも出席、また、当事業年度開催の監査等委員会7回全てに出席し、事業会社における社外取締役の経験を活かして議案審議等に必要な発言を適宜行いました。	弁護士としての高い専門性や見識と豊富な経験、事業会社における監査役の経験を活かした客観的な立場で経営に対する監督や助言を行い、取締役会の機能強化を図り、社外取締役として期待される役割を果たしております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

2. 責任限定契約の内容の概要

特に記載すべき事項はございません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額 14百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 60百万円

（注）1. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、監査の遂行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

4. 非監査業務の内容

特に記載すべき事項はございません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の品質管理水準、専門性、独立性及びその他の能力など、会計監査人の職務遂行能力・状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

Ⅴ．会社の体制及び方針

当社及び子会社（以下、ジーエルテクノグループという。）は、『経営理念』に「経営担当者は私欲に負けず（公私混同しない）、常に組織（企業）の利益を第一義に考え、行動し、利益は会社、株主、社員、社会（主として税金）に公平に分配する」と謳うとおり、経営の透明性を維持しつつ企業価値の最大化を図り、株主から負託された経営責任を果たすことを経営の基本方針としております。

1．業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築に関する基本方針について次のとおり決議しております。

（1）当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ）ジーエルテクノグループは経営理念を共有しており、ジーエルテクノグループの取締役及び従業員に対し、「ジーエルテクノグループ企業行動指針」を徹底し、高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求める。

ロ）経営理念及び「ジーエルテクノグループ企業行動指針」に基づき「コンプライアンス規程」を制定し、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たす。

ハ）コンプライアンスを推進する体制として、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、ジーエルテクノグループの取締役及び従業員等（正社員、契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む）に対して適切な研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図る。

ニ）ジーエルテクノグループはコンプライアンス組織体制整備として、当社の定める「内部通報規程」及び各社の定める規程に基づき、コンプライアンスに関する相談・通報窓口として、「内部通報窓口」を設置する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ）取締役の職務執行及び意思決定に係る情報は、法令及び「文書管理規程」に基づき文書又は電磁媒体に記録し保存するとともに、必要に応じて取締役、取締役監査等委員（以下、監査等委員という。）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

ロ）情報の管理は、「文書管理規程」「情報管理規程」に基づき厳正に行うものとする。

（3）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ）様々な経営リスクへの適切な対応を行うために「リスク管理規程」を制定し、基本方針や体制を定めてジーエルテクノグループのリスク管理体制を整備・構築する。

ロ）重要な経営リスクについては、サステナビリティ委員会が所管する「経営リスク検討会」にて、その対応策等について検討し、対応を指示する。

ハ）ジーエルテクノグループの取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社又は各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを当社の監査等委員に対して報告を行う。

ニ）不測の事態や危機の発生時にジーエルテクノグループの事業の継続を図るため、対策本部の設置等、緊急時の体制を整備し、ジーエルテクノグループの取締役及び従業員に周知する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ）取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定めるとともに、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備・運用等を行う。

ロ）取締役は全社的な目標を定め、その目標達成に向けて迅速な意思決定ができるよう、ＩＴ技術を活用した情報システムを構築し、効率的な業務執行体制を確保する。

ハ）取締役会は、執行役員制度を活用し、取締役会の意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。

ニ）当社は、取締役会を月１回定期的に開催するほか必要に応じて臨時に開催する。又、常勤取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員で構成される経営会議を原則として月２回開催する。
尚、経営会議には非常勤取締役（監査等委員である取締役を含む）も構成員として参加することができる。

（5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ）ジーエルテクノグループは経営理念を共有しており、ジーエルテクノグループの取締役及び従業員に対し、「ジーエルテクノグループ企業行動指針」を徹底し、高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求める。

ロ）子会社の経営について、管理担当部門は各子会社の独立性を尊重しつつ「子会社管理規程」等に基づき適切な管理を行うが、特定の業務については当社取締役会の承認事項とする。

ハ）当社取締役会は子会社の取締役に対しては、子会社の営業成績、財務状況、その他重要な情報について定期的な報告を義務付ける。
ニ）内部監査室は、ジーエルテクノグループの企業活動が適法・適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況及び内部統制の状況について、監査等委員、会計監査人と密接に連携しつつ監査し、結果を監査等委員会及び取締役社長に報告する。
ホ）ジーエルテクノグループは、当社の定める「内部通報規程」又は各社の定める規程に従い、不正の通報等が行われた際は、適切に対処する。

（6）財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
イ）ジーエルテクノグループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築する。
ロ）内部監査室は財務報告に係る全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
ハ）ジーエルテクノグループは財務報告に係る内部統制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。

（7）監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
イ）取締役は監査等委員会の求めに応じて、その職務を補助する従業員を置く場合は当該従業員を配するものとし、配置にあたっての具体的内容については、監査等委員会と相談し、その意見を十分に考慮する。
ロ）監査等委員会の職務を補助すべき従業員の任命・異動・人事評価等については、予め監査等委員会の同意を得る。
ハ）監査等委員会の職務を補助すべき従業員は監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

（8）当社の監査等委員会及び監査等委員に報告をするための体制
イ）ジーエルテクノグループの取締役及び従業員は、監査等委員が出席する取締役会等の重要な会議において、コンプライアンス・リスク管理・内部統制を含め、会社経営及び事業運営上の重要項目並びに職務執行状況等について報告を行う。
ロ）ジーエルテクノグループの取締役及び従業員は、事業、組織に重大な影響を及ぼす決定については、遅滞なく監査等委員会及び監査等委員に報告する。

ハ）ジーエルテクノグループの取締役及び従業員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実又は当社又は各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会及び監査等委員に報告する。又、監査等委員会及び監査等委員が事業に関する報告を求めた場合、あるいは業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応し、監査等委員会及び監査等委員に協力する。

ニ）ジーエルテクノグループは、監査等委員会及び監査等委員へ報告を行ったジーエルテクノグループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行う事をいっさい禁止する。

（9）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ）取締役は、監査等委員による監査に協力し、監査にかかる諸費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）については監査の実効性を担保するべく予算を措置する。又、前払等の請求がなされた場合は担当部署において審議の上、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ロ）代表取締役は、監査等委員会と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図る。又、経営会議など業務の適正を確保する上で重要な会議への監査等委員の出席を確保する。

ハ）監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。又、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

ニ）監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を行うことができる。

（10）反社会的勢力排除に向けた体制整備

ジーエルテクノグループの取締役及び従業員は、「ジーエルテクノグループ企業行動指針」及び「コンプライアンス規程」を徹底し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係を遮断する。

2．内部統制システムの運用状況の概要

当社では、「内部統制システム整備に関する基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンスにつきましては、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス意識の向上を図っております。具体的には、各事業会社にて、階層別コンプライアンス研修、eラーニング（ITを活用した研修）、コンプライアンス情報の定期発信、コンプライアンス啓蒙ポスター掲示、コンプライアンス啓蒙冊子を従業員へ配布などの施策を実施しました。また、法令等違反行為の早期発見と自浄的対応を図れるように、内部監査室及び常勤監査等委員を窓口とした、内部公益通報を含む内部通報を受け付ける「内部通報窓口」を設置しております。

② 重要な経営リスクにつきましては、取締役、常勤監査等委員、執行役員により構成される「経営リスク検討会」において、その対応策等について検討を行っております。重要性の優先度が高い経営リスクについてはリスク低減のためのアクションプランを策定し、経営企画部によりその進捗管理が行われています。

③ 取締役の職務の執行につきましては、当期において、取締役会を６回、執行役員を含めたグループ経営会議並びに経営会議を６回開催し、経営上の重要事項の検討・決定とともに、適宜内部統制システムの運用状況のフォローを実施しております。

④ 事業会社の経営につきましては、従来より事業会社の独立性を尊重しつつ「子会社管理規程」等に基づく管理を行っております。主要な事業会社は同社の取締役、その他の事業会社は当社担当取締役が営業成績・財務状況・その他重要な情報について、毎月当社のグループ経営会議及び取締役会へ報告しております。

⑤ 内部監査室は、年度計画に基づく当社及び子会社に対する内部監査を実施し、企業活動が適法・適正かつ効率的に行われていることを確認して監査等委員会及び取締役社長に対して報告しております。

⑥ 財務報告に係る内部統制につきましては、金融商品取引法その他の関連法令等に基づき、全社的な財務報告に係る内部統制の状況把握や業務プロセスのモニタリング等を通じて整備状況及び運用状況の評価を行っております。評価及び改善結果について会計監査人に報告し、そのレビューを受けた後「内部統制報告書」として開示しております。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員としましては、内部監査室所属の６名が兼務命令によりその任にあたっており、日常的に常勤監査等委員の指揮下で職務を遂行しております。

⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われる体制としましては、取締役社長、内部統制統括役員及び監査等委員は、監査上の重要事項等について、定期的な意見交換を実施しております。

⑨ 反社会的勢力排除につきましては、管理本部総務部に不当要求防止担当者を設置し、警察当局や顧問弁護士等の外部専門機関との連携を図りつつ対応しております。

（注）本事業報告記載の数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、１株当たりの数値及びその他の数値については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	**34,341,419**	**流動負債**	**9,890,108**
現金及び預金	7,897,107	支払手形	372,330
受取手形	290,245	電子記録債務	1,082,260
電子記録債権	3,078,024	買掛金	1,999,100
売掛金	9,706,644	短期借入金	2,596,945
商品及び製品	2,738,824	未払法人税等	954,763
仕掛品	4,111,486	賞与引当金	848,924
原材料及び貯蔵品	5,696,573	返金負債	220,694
その他	825,841	その他	1,815,089
貸倒引当金	△3,328	**固定負債**	**4,078,127**
固定資産	**24,033,764**	長期借入金	2,536,028
有形固定資産	**18,667,783**	再評価に係る繰延税金負債	99,876
建物及び構築物	7,321,842	役員退職慰労引当金	1,925
機械装置及び運搬具	3,627,852	退職給付に係る負債	363,072
土地	5,137,685	長期繰延税金負債	689,572
建設仮勘定	1,988,964	その他	387,653
その他	591,438	**負債合計**	**13,968,236**
無形固定資産	**636,679**	**純資産の部**	
投資その他の資産	**4,729,302**	**株主資本**	**41,818,027**
投資有価証券	3,603,807	資本金	300,000
退職給付に係る資産	517,102	資本剰余金	9,849,136
その他	608,768	利益剰余金	31,744,646
貸倒引当金	△376	自己株式	△75,754
		その他の包括利益累計額	**2,588,920**
		その他有価証券評価差額金	1,302,869
		土地再評価差額金	△315,086
		為替換算調整勘定	1,570,649
		退職給付に係る調整累計額	30,487
		純資産合計	**44,406,948**
資産合計	**58,375,184**	**負債及び純資産合計**	**58,375,184**

連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**43,261,049**
売上原価		**28,130,344**
売上総利益		**15,130,704**
販売費及び一般管理費		**8,786,226**
営業利益		**6,344,478**
営業外収益		
受取利息	5,073	
受取配当金	88,044	
為替差益	387	
補助金収入	164,956	
不動産賃貸料	100,197	
その他	66,525	425,185
営業外費用		
支払利息	50,988	
不動産賃貸原価	66,963	
その他	25,412	143,363
経常利益		**6,626,300**
特別利益		
投資有価証券売却益	5,253	5,253
特別損失		
固定資産除却損	15,048	
投資有価証券売却損	2,666	
退職給付制度終了損	113,482	
その他	5	131,203
税金等調整前当期純利益		**6,500,350**
法人税、住民税及び事業税	1,864,467	
法人税等調整額	82,265	1,946,733
当期純利益		**4,553,616**
非支配株主に帰属する当期純利益		488,874
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,064,741**

連結株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	1,207,795	1,815,038	28,839,443	△509,720	31,352,556
連結会計年度中の変動額					
株式移転による変動	△907,795	8,645,685	－	－	7,737,890
剰余金の配当	－	－	△718,181	－	△718,181
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	4,064,741	－	4,064,741
自己株式の取得	－	－	－	△618,979	△618,979
自己株式の消却	－	△611,587	△441,357	1,052,945	－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	△907,795	8,034,098	2,905,202	433,965	10,465,471
当期末残高	300,000	9,849,136	31,744,646	△75,754	41,818,027

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	1,361,945	6,709	△312,234	1,178,581	55,468	2,290,469
連結会計年度中の変動額						
株式移転による変動	－	－	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
自己株式の消却	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△59,076	△6,709	△2,851	392,068	△24,980	298,450
連結会計年度中の変動額合計	△59,076	△6,709	△2,851	392,068	△24,980	298,450
当期末残高	1,302,869	－	△315,086	1,570,649	30,487	2,588,920

	非支配株主持分	純資産合計
	千円	千円
当期首残高	6,566,026	40,209,053
連結会計年度中の変動額		
株式移転による変動	△6,638,063	1,099,827
剰余金の配当	△172,198	△890,380
親会社株主に帰属する当期純利益	−	4,064,741
自己株式の取得	△522	△619,502
自己株式の消却	−	−
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	244,757	543,208
連結会計年度中の変動額合計	△6,566,026	4,197,894
当期末残高	−	44,406,948

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

当社は2024年10月１日に共同株式移転の方法によりジーエルサイエンス株式会社及びテクノクオーツ株式会社の共同持株会社として設立されました。

共同株式移転完全親会社である当社は、旧親会社で株式移転完全子会社となったジーエルサイエンス株式会社の連結計算書類を引き継いでいます。

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数　　１１　社

連結子会社の名称

（国内）ジーエルサイエンス株式会社、株式会社フロム、株式会社グロース、
テクノクオーツ株式会社、アイシンテック株式会社、
ジーエルソリューションズ株式会社

（国外）技尔(上海)商貿有限公司、GL Sciences B.V.、GL Sciences, Inc.、
杭州泰谷諾石英有限公司、GL TECHNO America,Inc.

2. 持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

（2）持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社京都モノテック、株式会社AGIグラスアカデミー

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、杭州泰谷諾石英有限公司及び技尔(上海)商貿有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品…移動平均法に基づく原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

製品及び仕掛品…個別法又は総平均法に基づく原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～15年
その他	2～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウエアのうち自社利用分については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、販売目的分については、見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間(3年)に基づく定額法のいずれか大きい額を償却する方法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益を認識するにあたっては、当社グループが主な事業としている分析機器事業、半導体事業、自動認識事業における製品の販売、サービス業務及びその他の販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で当社グループの履行義務を充足すると判断して収益を認識しております。

① 分析機器事業及び自動認識事業

分析事業においては、ガスクロマトグラフ及び液体クロマトグラフの装置・消耗品等の開発・製造・販売を行っております。

自動認識事業においては、非接触ICカードを使用した周辺機器の開発・製造・販売を行っております。

a 製品・商品の販売に係る収益

製品・商品の販売については、製品・商品の引渡時点において、顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。国内販売においては出荷時から当該製品・商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷した時点で収益を認識し、輸出販売においては顧客と合意した地点に製品・商品が到着した時点で収益を認識しております。

b サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、主に製品に関連した点検保守、修理、移設などの業務に係る収益が含まれ、サービス提供完了時点において収益を認識しております。

② 半導体事業

半導体製造装置メーカーを主な得意先としており、石英製品・シリコン製品の製造・販売を行っております。

主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しております。国内販売においては出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷した時点で収益を認識し、輸出販売においては顧客と合意した地点に製品が到着した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、リベート及び値引き額等を控除した金額で算定しております。また、リベートの支払見込額を返金負債に計上しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

c 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

b ヘッジ対象とヘッジ手段

外貨建取引をヘッジ対象とし、為替予約をヘッジ手段としております。

c ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行っておりません。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

（1）当連結会計年度計上額

棚卸資産（貯蔵品を除く）	12,190,129千円
棚卸資産評価損（△は戻入益）	△90,287千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

連結計算書類「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）４．会計方針に関する事項（1）重要な資産の評価基準及び評価方法③棚卸資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、棚卸資産の貸借対照表価額は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により算定しております。

②主要な仮定

一定期間以上滞留が認められる棚卸資産については、棚卸資産の収益性が低下したと仮定し、簿価切り下げを実施しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

a　分析機器事業及び自動認識事業

各事業の市場環境が悪化し、棚卸資産の経過年数及び回転期間が増加した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

b　半導体事業

将来の半導体市況が見通しより悪化し、棚卸資産の正味売却価額が著しく下落した場合、又は経過年数が増加した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計上の見積りの変更)

棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げにおける見積りの変更

これまで当社半導体事業では、一定の期間を超えて保有する棚卸資産については、帳簿価額を切り下げた価額をもって貸借対照表価額としてきました。

しかしながら、半導体業界における棚卸資産の保有期間が変化する中で、当社半導体事業の棚卸資産の保有期間も変化してきており、また、一定期間を超えて保有する棚卸資産を評価するための十分なデータも蓄積されてきたことから、当連結会計年度の期首より、帳簿価額の切り下げ額を評価する方法を変更いたしました。

この変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の売上原価は110百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　18,016,885千円
2. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号　最終改正　平成13年６月29日）に基づき、2002年３月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める、地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日	2002年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△46,549千円

3. 担保資産及び対応債務

担保資産

建物及び構築物	2,122,137千円
土地	1,560,602
計	3,682,740千円

担保資産に対応する債務

長期借入金	1,310,950千円
計	1,310,950千円

4. 過年度において、国庫補助金等の受入により土地の取得価額から控除している圧縮記帳額は、300,000千円であります。
5. 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末
普通株式（千株）	－	18,379	4,698	13,681

(注) 1．普通株式の増加は、2024年10月１日に共同株式移転の方法により当社を設立したことに伴う新株の発行18,379千株によるものであります。
2. 普通株式の減少は、自己株式の消却4,698千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当社は、2024年10月１日付で共同株式移転の方法により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は以下の完全子会社の取締役会において決議された金額を記載しております。

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月21日定時株主総会	テクノクオーツ株式会社普通株式	502,665	130	2024年３月31日	2024年６月24日
2024年６月25日定時株主総会	ジーエルサイエンス株式会社普通株式	718,181	70	2024年３月31日	2024年６月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年６月24日定時株主総会に下記議案が付議されております。

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月24日定時株主総会	普通株式	1,395,341	利益剰余金	107	2025年３月31日	2025年６月25日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しており、資金調達については主に銀行借入によっております。また、デリバティブについては、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの社内規程に従い、取引先ごとに信用限度額を定め、適切な期日管理及び残高管理をするとともに、適宜、信用状況のモニタリングを行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し社内規程に則り適正に評価・管理しております。

営業債務である支払手形及び電子記録債務、買掛金は、ほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

なお、社内規程において取引の状況を定期的に担当役員に報告する旨を規定しており、また、信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内の銀行とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,595,167	3,595,167	－
資産計	3,595,167	3,595,167	－
(2) 長期借入金	2,536,028	2,434,943	△101,084
負債計	2,536,028	2,434,943	△101,084

(*1) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」「デリバティブ取引」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は36,357千円であり、売却益の合計額は5,253千円、売却損の合計額は2,666千円であります。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	取得価額又は 償却原価 (千円)	連結貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得価額又は	株式	1,410,006	3,353,915	1,943,909
償却原価を超えるもの	小計	1,410,006	3,353,915	1,943,909
連結貸借対照表計上額が取得価額又は	株式	315,974	241,251	△74,722
償却原価を超えないもの	小計	315,974	241,251	△74,722
合計		1,725,980	3,595,167	1,869,187

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	8,639

上記については、「(1) その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形	290,245	–	–	–
電子記録債権	3,078,024	–	–	–
売掛金	9,706,644	–	–	–
合計	13,074,914	–	–	–

(注4) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,701,938	–	–	–	–	–
長期借入金	895,007	833,034	633,732	503,712	414,121	151,429
合計	2,596,945	833,034	633,732	503,712	414,121	151,429

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,595,167	－	－	3,595,167
資産計	3,595,167	－	－	3,595,167

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	2,434,943	－	2,434,943
負債計	－	2,434,943	－	2,434,943

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式等は相場価格を用いて評価しております。上場株式等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（賃貸等不動産に関する注記）

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社子会社は、東京都において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を区分所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）
1,610,137	1,655,362

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
   事業別に分解した収益の情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	分析機器事業	半導体事業	自動認識事業	
分析用装置	7,269,725	−	−	7,269,725
分析機器用消耗品	12,695,806	−	−	12,695,806
半導体製造用石英製品	−	19,254,947	−	19,254,947
半導体製造用シリコン製品	−	1,930,364	−	1,930,364
半導体製造用その他	−	127,881	−	127,881
自動認識用機器組込製品	−	−	1,257,899	1,257,899
自動認識用完成系製品	−	−	322,748	322,748
自動認識用その他	−	−	401,674	401,674
顧客との契約から生じる収益	19,965,532	21,313,194	1,982,322	43,261,049
その他の収益	−	−	−	−
外部顧客への売上高	19,965,532	21,313,194	1,982,322	43,261,049

2. 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4.会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
(1) 契約資産及び契約負債の残高等
当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格
当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(企業結合に関する注記)
1.共通支配下の取引等
(1)取引の概要
①結合当事企業の名称及びその事業の内容
株式移転完全子会社
ジーエルサイエンス株式会社
(分析機器関連製品の製造・販売及び同種商品の仕入・販売)
テクノクオーツ株式会社
(半導体製造装置用石英製品等の製造・仕入・販売)
②企業結合日
2024年10月1日
③企業結合の法的形式
共同株式移転による持株会社設立
④結合後企業の名称
ジーエルテクノホールディングス株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

当社は、共通の基本理念のもと活動してきたジーエルサイエンス株式会社およびテクノクオーツ株式会社が、グループ全体として持続的な成長を図り、企業価値の向上及び各利害関係者へのより一層の貢献を果たすために、従来以上にグループ一体となった強固な経営基盤を構築し、両社各々の強みを融合してまいります。

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引のうち、非支配株主との取引として処理しています。

（3）子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	7,387,754千円
取得原価	7,387,754千円

（4）株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付した株式数

①株式の種類別の移転比率

ジーエルサイエンス株式会社の普通株式１株に対して当社の普通株式１株を、テクノクオーツ株式会社の普通株式１株に対して当社の普通株式2.1株をそれぞれ割当交付しました。

②株式移転比率の算定方法

ジーエルサイエンス株式会社及びテクノクオーツ株式会社がそれぞれ第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき、両社の法務アドバイザーからの助言を参考に慎重に検討し、両社間での交渉・協議の上、合意いたしました。

③交付した株式数

18,379,430株

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　3,405円29銭
2. １株当たり当期純利益　348円90銭

（重要な後発事象に関する注記）

海外子会社設立

1．設立の目的

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、以下のとおり子会社を設立することを決議しました。

当社の半導体事業においては、事業競争力を重視した成長戦略として、「生産能力増強と効率最大化」、「持続可能な収益性の向上」、及び「新規顧客と市場の開拓」をその方針として掲げております。

当社は、ベトナム社会主義共和国に新会社を設立することにより、世界的な半導体需要の高まりに対応した生産能力の増強を図るとともに、グローバル市場へのアクセス強化による新規顧客と市場の開拓、柔軟かつ迅速な市場へのニーズ対応による顧客満足度の向上を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

2．設立する子会社（当社の孫会社）の概要

（1）名称	TECHNO QUARTZ VIETNAM CO.,LTD.
（2）所在地	ベトナム社会主義共和国 ハナム省
（3）代表者の役職・氏名	社長 東海林 誠二
（4）事業内容	半導体製造装置用石英製品等の製造・仕入・販売
（5）資本金	3,500 千USD（約525 百万円）
（6）設立年月日	2025年５月21日
（7）大株主及び持株比率	当社連結子会社（テクノクオーツ株式会社） 100%

（注）1. 当該子会社は、決議当時に仮称であった「TECHNO QUARTZ VIETNAM CO.,LTD.」の名称にて、2025年５月21日に現地政府の承認を得て設立済みとなります。

2. 資本金の円換算額については、150 円/USD にて計算しております。

譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2025年５月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2025年６月24日開催予定の第１回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に付議することといたしました。

１．本制度の導入の目的及び条件

（１）導入の目的

本制度は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

（２）導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の監査等委員である取締役以外の対象取締役に対する報酬等のうち金銭で支給するものにつきましては、当社の成立の日から本総会の終結の時までの期間において、当社定款付則２．（１）により、年額150百万円以内と定めております。

今般、本総会において、監査等委員である取締役以外の対象取締役に対する報酬等のうち金銭で支給するものに関する議案について、株主の皆様にご承認をお願いする予定ですが、当該金銭報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

２．本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法のいずれかの方法により行うものといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間10,000株以内とし、その報酬総額は、年額30百万円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

また、上記②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その１株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する時までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。

② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	**1,719,211**	**流動負債**	**1,729,175**
現金及び預金	79,100	短期借入金	1,676,000
前払費用	1,905	未払金	4,489
短期貸付金	1,635,502	未払費用	22,652
その他	2,703	未払法人税等	9,843
固定資産	**36,810,492**	預り金	1,521
無形固定資産	**14,016**	その他	14,668
ソフトウエア	14,016	**固定負債**	**178,424**
投資その他の資産	**36,796,475**	繰延税金負債	178,424
投資有価証券	988,711	**負債合計**	**1,907,599**
関係会社株式	35,807,764	**純資産の部**	
		株主資本	**36,160,105**
		資本金	**300,000**
		資本剰余金	**35,928,178**
		その他資本剰余金	35,928,178
		利益剰余金	**7,682**
		その他利益剰余金	7,682
		繰越利益剰余金	7,682
		自己株式	**△75,754**
		評価・換算差額等	**461,998**
		その他有価証券評価差額金	**461,998**
		純資産合計	**36,622,104**
資産合計	**38,529,703**	**負債及び純資産合計**	**38,529,703**

損 益 計 算 書

（2024年10月 1 日から
2025年 3 月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
営業収益		**230,446**
営業総利益		**230,446**
販売費及び一般管理費		**210,782**
営業利益		**19,664**
営業外収益		
受取利息	10	
その他	9	19
営業外費用		
支払利息	8,254	8,254
経常利益		**11,429**
税引前当期純利益		**11,429**
法人税、住民税及び事業税	5,603	
法人税等調整額	△1,856	3,747
当期純利益		**7,682**

株主資本等変動計算書

（2024年10月１日から
2025年３月31日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額					
株式移転による変動	300,000	36,471,273	36,471,273	－	－
当期純利益	－	－	－	7,682	7,682
自己株式の取得	－	－	－	－	－
自己株式の消却	－	△543,094	△543,094	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	300,000	35,928,178	35,928,178	7,682	7,682
当期末残高	300,000	35,928,178	35,928,178	7,682	7,682

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額					
株式移転による変動	－	36,771,273	－	－	36,771,273
当期純利益	－	7,682	－	－	7,682
自己株式の取得	△618,849	△618,849	－	－	△618,849
自己株式の消却	543,094	－	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	461,998	461,998	461,998
事業年度中の変動額合計	△75,754	36,160,105	461,998	461,998	36,622,104
当期末残高	△75,754	36,160,105	461,998	461,998	36,622,104

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウエアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

主に傘下子会社に対する経営管理・指導を行う契約を締結しております。

(2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

経営管理・指導については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

（1）当事業年度計上額

関係会社株式　35,807,764千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

計算書類「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1．資産の評価基準及び評価方法（1）有価証券の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、貸借対照表価額は、原価法により算定しております。

②主要な仮定

取引所の相場のない株式の評価における重要な仮定は、関係会社の財政状態を反映した実質価額です。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社の財政状態が悪化し、関係会社株式の実質価額が下落した場合には、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する短期金銭債権	1,638,142千円
関係会社に対する短期金銭債務	21,368千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	230,446千円
営業費用	147,146千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　640,651株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	22,406千円
未払事業税	1,480
その他	375
繰延税金資産小計	24,263千円
評価性引当額	△22,406
繰延税金資産合計	1,856千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	180,280千円
繰延税金負債合計	180,280千円
繰延税金資産負債純額	△178,424千円

（収益認識に関する注記）

・収益を理解するための基礎となる情報

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）３．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	ジーエルサイエンス株式会社	(所有)直接100%	役員の兼任 経営指導 出向者の受入等 資金の貸付 債務保証	配当金の受取	1,000	－	－
				経営指導料の受取（注１）	92,200	未収入金	1,100
				出向者人件費の支払（注２）	61,842	未払費用	10,307
				立替経費	32,553	未払費用	1,209
				自己株式の取得	617,076	－	－
				現物配当	1,241,270	－	－
				資金の貸付	2,200,000	短期貸付金	1,320,000
				利息の受取（注３）	5,807	－	－
				債務保証（注４）	349,000	－	－
	テクノクオーツ株式会社	(所有)直接100%	役員の兼任 経営指導 出向者の受入等 資金の貸付 債務保証	配当金の受取	1,000	－	－
				経営指導料の受取（注１）	121,000	未収入金	1,430
				出向者人件費の支払（注２）	28,150	未払費用	7,525
				現物配当	35,715	－	－
				資金の貸付	800,000	短期貸付金	268,000
				利息の受取（注３）	1,863	－	－
				債務保証（注４）	349,000	－	－
	ジーエルソリューションズ株式会社	(所有)直接100%	経営指導 資金の貸付 債務保証	配当金の受取	500	－	－
				経営指導料の受取（注１）	6,900	未収入金	110
				資金の貸付	80,000	短期貸付金	47,502
				利息の受取（注３）	176	－	－
				債務保証（注４）	349,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 経営指導料については、経営の管理、監査及び指導するための契約に基づき決定しております。

（注２） 出向人件費については、出向に係る契約に基づき決定しております。

（注３） 取引金額は市場金利を勘案して、両者協議の上で決定しております。

（注４） 銀行借入に対して債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料は支払いしておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

1.	１株当たり純資産額	2,808円32銭
2.	１株当たり当期純利益	0円59銭

（重要な後発事象に関する注記）

当社は、2025年５月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2025年６月24日開催予定の第１回定時株主総会に付議することといたしました。

詳細については、「連結注記表　重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月29日

ジーエルテクノホールディングス株式会社
取 締 役 会　御中

監 査 法 人 Ａ ＆ Ａ パ ー ト ナ ー ズ
東京都中央区
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　町　田　眞　友
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　宏　美

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ジーエルテクノホールディングス株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジーエルテクノホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月29日

ジーエルテクノホールディングス株式会社
取 締 役 会　御中

監 査 法 人 Ａ ＆ Ａ パ ー ト ナ ー ズ
東京都中央区
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　町　田　眞　友
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　宏　美

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ジーエルテクノホールディングス株式会社の2024年10月１日から2025年３月31日までの第１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年10月１日から2025年３月31日までの第１期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、毎月、事業の報告を受けたほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図りました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月30日

ジーエルテクノホールディングス株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）　齋藤隆広　㊞

監査等委員　永沢裕美子　㊞

監査等委員　森田岳人　㊞

(注) 監査等委員齋藤隆広、永沢裕美子及び森田岳人は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

日時

2025年６月24日（火曜日）午前10時30分（受付開始：午前９時50分）

会場

東京都中野区本町一丁目32番２号

ハーモニースクエア３階「ハーモニーホール」

交通のご案内

○東京メトロ丸ノ内線
○都営大江戸線

中野坂上駅 徒歩約３分

（駐車場・駐輪場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。）

株主総会にご出席の皆様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT